

警報の発令及び地震等非常災害時の登下校について（令和8年5月29日～）

令和8年5月28日

警報の状況			家庭での対応
伊丹市に	<u>危険警報</u> <u>及び</u> 特別警報	午前7時の時点で 発令中だったら	臨時休業になります。 （その後、解除になっても臨時休業です。） <u>※在校中に発生の場合は「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「暴風雪警報」の時と同じです。</u>
	暴風警報 大雨警報 大雪警報 暴風雪警報の いずれかが発令 されている場合 <u>（旧：洪水警報は なくなります）</u>	午前7時の時点で 発令中だったら	登校の用意をして「自宅待機」してください。
		午前9時までに解除に なったら	解除になった時点で、安全を確認の上、 登校させてください。 <u>※午前中授業（12:15下校）で、 給食はありません。</u>
		午前9時の時点で 発令中だったら	「臨時休業」になります。 各家庭で安全に過ごさせてください。
		在校中に発生の場合	通学路の安全を点検し、状況により下校 または学校に待機させます。 <u>※発令時刻により給食を食べないで下校する こともあります。各家庭でも緊急の下校に備え てください。</u> 原則として「登校」です。但し、危険が予測さ れる場合は、ご家庭の判断で「自宅待機」さ せ、危険が去ってから登校させてください。
	上記以外の警報	午前7時の時点で発令中で 登校の時刻になっても解除 になっていない時	原則として「登校」です。 但し、危険が予測される場合は、ご家庭の判 断で「自宅待機」させ、危険が去ってから登校 させてください。
<u>校区に 影響の ある河 川や場 所に</u>	<u>氾濫警報</u> <u>土砂災害警報</u> <u>のいずれかが発令され ている場合</u>	<u>午前7時の時点で 発令中だったら</u>	<u>原則、上記の「暴風警報」「大雨警報」「大雪警 報」「暴風雪警報」と同じです。</u> <u>※午前7時以降の対応も同じです。</u>
地 震		登校前に伊丹市に震度5弱 以上の地震が発生した時	臨時休業です。
		在校中の発生	児童を安全な場所に避難させ保護するととも に、通学路の安全、校区内の被害状況を点 検し、状況により下校又は待機させます。
熱中症特別警戒アラート		兵庫県に「熱中症特別警戒 アラート」が発令された場合	臨時休業です。学校から配信される課題に取り 組みます。 児童くらすの利用者には、別途連絡がありま す。